

緑の募金学校の緑整備事業実施要領

1 目的

この事業は、緑の募金を活用し、学校林整備及び学校環境緑化を推進することにより、児童・生徒等が森林・林業・緑への理解を深めるとともに情操を育むため実施する。

2 事業の対象

この事業の対象は、県内の小中高校及び保育園・幼稚園・大学・短大の学校林の整備と（以下「学校林整備」という。）、学校敷地内の緑化（以下「学校環境緑化」という。）とする。

3 事業実施主体

実施主体は、次のとおりとする。

小・中・高等学校・特別支援学校（旧養護学校等）、地域の関連団体（PTA等）、幼稚園等

4 事業の内容等

本事業の内容及び助成対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、実施にあたっては児童及びPTA等が参加協力して実施する「環境教育活動」を含むこと（植樹活動・育樹活動・樹名板作成・プランター・ベンチ等の製作など）

また、事業実施にあたり、次の場合は助成対象外とする。

- ア 実施事業の大半を第三者へ委託すること
- イ 校庭の全面芝生計画
- ウ 花壇のみの単独整備
- エ 木製施設のみの単独整備 など

(1) 学校林整備

- ・苗木、地拵え、下刈、除間伐、樹名板等
- ・学校林整備に伴う歩道整備等及び簡易木製施設（ベンチ、プランター等）
- ・木製看板（必須）

(2) 学校環境緑化

- ・樹木の植樹、手入れ等と一体となつて行う花壇整備及び簡易木製施設（ベンチ、プランター等）
- ・木製看板（必須）

5 実施方法

- (1) この事業を実施しようとする者(以下申請者)は、様式1の緑の募金学校の緑整備事業認定交付申請書(以下申請書という)を各地区緑化推進協議

会経由で公益財団法人かごしまみどりの基金(以下「基金」という)へ提出するものとする。

- (2) 基金では、運営協議会で審査の上、様式2により交付金の交付を決定する。
- (3) 申請者は、事業実施箇所に緑の募金を活用して実施した旨を記載した木製看板を設置すること。
- (4) 申請者は、事業終了後、2ヶ月以内に速やかに様式3の実施報告書を提出するものとする。(最終締切6月10日)
- (5) 基金は、実施報告書を審査の上、緑の募金学校の緑整備事業交付確定通知書を申請者に送付する。
- (6) 申請者は、様式4の請求書を提出するものとする。なお、必要に応じて、事業費の二分の一に相当する金額を概算払い請求をすることができる。

6 助成の額

事業費の助成は定額とし、1校当たり50万円を上限とする。

附則

- 1 この事業は平成22年度から実施する。
- 2 平成24年2月1日一部改正
- 3 平成26年2月1日一部改正
- 4 令和2年7月1日一部改正